東京デフスキークラブ規約

第1章総則

第1条 名 称

本スキークラブは、東京デフスキークラブ(略称TDSC、以下「本スキークラブ」という)と称する。

第2条 事務所

本スキークラブの事務所を東京都武蔵村山市学園4-3-61に置く。

第3条 目 的

本スキークラブは、スキースポーツを愛するものが集まり、次の各号に掲げることを目的とする。

- 1. 聴覚障害者スキーの普及に務める。
- 2. 本スキークラブの会員のスキー技術向上を図る。
- 3. 第4条で定める上部団体が主催または募集する事業に積極的に参加し、親睦を図る。
- 4. その他、前各号に規定するものの他、目的を同一にする他のスキークラブおよびスノーボードクラブとの積極的な交流を図る。

第4条 上部団体

本スキークラブの上部団体は、(一) 東京都スキー連盟(以下「SAT」という)及び(公益) 東京都聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟(以下「東聴連」という)とする。

第5条 事 業

本スキークラブは、第3条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 1. (財)全日本スキー連盟(以下「SAJ」という)、SAT、東聴連及び目的を同一にする事業への積極的参加
- 2. スキーに関する講習会、研修会、公認スキースクール及びバッジテスト、ポール合宿、クロスカントリー合宿、ポール競技大会
- 3. スキー技術に関する研究
- 4. その他、スキー技術の普及、発展に必要と認めた事業

第2章 会 員

第6条 会 員

本スキークラブの会員は、本規約に定める目的に賛同するもので、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1. 正会員は、本スキークラブの趣意に賛同して入会する聴覚障害者及び聴覚障害者と交流できる聴者とする。
- 2. シニア会員は、会計年度の4月1日現時点で満60歳以上とする。
- 3. 学生会員は、専門学校を含む大学生までの学生とする。
- 4. 家族会員は、正会員の同居家族とする。
- 5. 子供会員は、中学生までの学生とする。

第7条 入会金及び年会費

会員は、総会において別に定める入会金、年会費を納入しなければならない。

第8条 会員の義務

本スキークラブの会員は、次の各号に掲げる義務を有する。

- 1. 本スキークラブの会員は、第3条に規定する目的を逸脱することのないような行動に努めなければならない。
- 2. 本スキークラブの会員は、毎年行われる定期総会までに会員継続の意志表明をしなければならない。
- 3. 本スキークラブの会員は細則で定める年会費を毎年10月末日までに納めなければならない。期限までに年会費を納入しない場合は、休会したものとして扱う。
- 4. 本スキークラブの会員は、第5条に規定する事業についてその出欠の有無を明確に表明しなければならない。
- 5. 有資格者は、本スキークラブ発展のために積極的に協力するものとする。
- 6. 本スキークラブの趣意に賛同し入会した健常者は、本スキークラブ役員会より手話通訳の依頼があった場合、これに積極的に協力するものとする。

第9条 入退会手続

前6条に規定する会員は、全ての役員会において承認を得るものとし、手続きにおいては、次の各号の規定による ものとする。但し、退会する場合は、その旨を必ず役員会に届け出るものとする。

- 1. 入会を希望するものは、所定の申込書に必要事項を記入して、入会金及び年会費を添えて会長宛提出するものとする。
- 2. 前号に規定する必要事項は、次の通りとする。
 - (1) 住所・電話 (FAX) 番号・メールアドレス
 - (2) 氏名
 - (3) 生年月日
 - (4) 勤務先・勤務先住所・電話 (FAX) 番号
 - (5) スキー技術・技能
 - (6) 資格の有無
- 3. その他、前号に規定する事由に変動が生じた場合は、直ちに役員会に届け出るものとする。

第10条 瑕疵責任

本スキークラブの会員は、本規約に対し違反や著しい不作為があった場合は、役員会の承認を得て、直ちにその権利を停止し、除名することができる。

第3章 役員及び任務

第11条 役 員

- 1. 本スキークラブに、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上15人まで
 - (2) 監事 1人以上 2人まで
- 2. 理事のうち1人を会長、1人を副会長とする。

第12条 役員の選出

- 1. 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2. 会長、副会長、及び監事は、総会において、障害者手帳所持者の中から選出する。
- 3. 監事は、理事を兼ねてはならない。

第13条 役員の任務

本スキークラブの役員の任務は次の通りとし、兼任を妨げないものとする。

- 1. 会長 本スキークラブを代表し、本スキークラブの会務を総括する。
- 2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるいは事情によるときは、その会務を副会長として代行する。
- 3. 庶務 本スキークラブの会員への連絡事項、議事録保存及び第16条に定める役員会の出席管理、上部団体 が主催する行事の申込み受付等、庶務事務の全般を行う。
- 4. 会計 第5章に定める本スキークラブの会計事務の全般を行う。
- 5. スクール担当

本スキークラブの機関である指導員会の連絡窓口として公認スクール、バッジテストに関する全般を取りまとめる。原則として、教育関係の有資格者がこの任務にあたる。

- 6. 競技担当 本スキークラブの機関であるアルペン運営委員会の連絡窓口としてポール合宿、クロスカントリー 合宿、ポール競技大会等に関する全般を取りまとめる。
- 7. 企画 第5条に定める事業の企画・立案を行う。
- 8. 広報 ホームページ等を通して本クラブの活動内容を不特定多数の方に紹介する。
- 9. 監事 第27条に定める会計報告書の監査、第5条に定める事業執行の状況を監査する。
- 10. その他 その他の役務については、細則で定める。

第14条 役員の任期

本スキークラブの役員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。本役員に欠員が生じた場合には、役員会でこれを補填し、後任者は前任者の残存期間とする。

第15条 顧問、相談役及び参与

本スキークラブに、顧問、相談役及び参与を若干名を置くことができる。任期は第14条に準する。

- 1. 顧問は、本スキークラブに功労のあった者のうちから、役員会及び総会の同意を得て会長が委嘱する。顧問は、本クラブの運営に関する重要な事項について会長の諮問に応じる。
- 2. 相談役は、本スキークラブの発展に寄与した者のうちから、役員会及び総会の同意を得て会長が委嘱する。相談役は、本スキークラブの運営について、会長の相談に応じる。
- 3. 参与は、本スキークラブの発展に寄与した役員経験者のうちから、役員会及び総会の同意を得て会長が委嘱する。 参与は役員会の諮問に応ずる。

第4章 機 関

第16条 役 員 会

役員会は、本スキークラブの執行機関であり、会長が招集して随時開催し、次の各号について審議する。

- 1. 本スキークラブ運営のための会議。
- 2. 本スキークラブの事業執行のための企画立案。
- 3. その他本スキークラブに関する事項。

第17条 専門委員会

本規約の目的遂行のために次の会長直轄の専門委員会を設置する。

1. 指導員会

第5条2. に規定する公認スキースクールやバッジテストの企画と運営、並びに指導員研修会やクリニックへの出席、指導員受検者の推薦、指導員受検サポート等について担当する。

指導員会のメンバーは本スキークラブの会員である教育関係の有資格者で構成する。

2. アルペン運営委員会

第5条2. に規定するポール合宿、クロスカントリー合宿、ポール競技大会の企画と運営について担当する。 アルペン運営委員会のメンバーは本スキークラブの会員である競技関係の有資格者、ならびに会員の中から希望者を募集する。

第18条総会

総会は、定期総会と臨時総会があり、定期総会は年1回9月もしくは10月に開催することを原則とし会長が招集する。但し、会員の3分の2以上からの要請があり、役員会が必要と認めた時は、会長が会員を招集し、臨時総会を開催することが出来るものとする。

- 1. 総会は、本スキークラブの議決機関であり、会員の過半数の出席で成立する。但し、委任状をもってこれに当てることができるが、採決については、議長に一任する。
- 2. 議決は、出席者の多数決によるものとする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第19条 総会の議決事項

総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1. 事業報告・決算報告及び事業計画・予算案
- 2. 役員改選及び規約改正
- 3. その他本スキークラブの関連事項

第20条 議長の選任

- 1. 総会の正・副議長は、総会において、出席した会員の中から選任する。
- 2. 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3. 専門委員会の議長は、スクール担当役員もしくは競技担当役員がこれに当たる。

第5章 会計

第21条 会 計

本スキークラブの会計は一般会計、事業会計、特別会計の3種類とする。入会金、年会費、登録料については、細 則で定める。

第22条 慶 弔 金

本スキークラブの会員に慶弔があった場合は、慶弔金を支給することができる。慶弔の範囲、慶弔金については、細則で定める。

第23条 臨時徴収

本スキークラブの会計に不足が生じた時、または不足が生じると予想される時、及び本スキークラブの運営に特に支障がある場合には、総会に諮り、臨時徴収することが出来る。

第24条 費用弁償

本スキークラブの役員は、すべて無報酬とする。但し、役員がその職務遂行に必要と役員会が認めた場合は、その 手当を支給することが出来る。又、その手当については細則で定める。

第25条 ビジター料金

本スキークラブが主催する事業に本スキークラブの会員以外が参加した場合はビジター料金を徴収することができる。ビジター料金については、細則で定める。

第26条 報 酬 金

有資格者が、本スキークラブが主催する行事の中で、技術指導又は資格に係わる業務を遂行した場合は、報酬金を支払うことができる。又、手話通訳者が、SAJ又はSAT関連行事に関する手話通訳、本スキークラブの行事に関する手話通訳をした場合は、報酬金を支払うことができる。報酬金額については、細則で定める。

第27条 会計報告

本スキークラブの事業活動費の収支決算は、会計部長が管理する。年度終了後に収支決算書等を作成し、監事の監査を経て総会に報告しなければならない。

第28条 会計年度

本スキークラブの会計年度は、毎年7月1日から翌年6月31日までの1年間とする。会計年度の終わりに剰余金があるときは、翌年度に繰り越す。

第6章 附 則

第29条 そ の 他

この規約に定めのない事項が生じた場合には、役員会が決定するものとする。但し、役員会で重要な事項と判断した場合は、臨時総会を開催出来るものとする。

第30条 規約改正

本スキークラブの規約の改正は、総会において、出席した会員過半数以上の同意を得なければならない。

第31条 細 則

本スキークラブの会務運営に対して、必要と認められる場合は、役員会の議決を経て、細則を設けることができる。

施行

本規約は、平成5年4月1日から施行する。

平成 6年 9月 3日 第1回定期総会一部訂正即日実施

平成 7年 9月15日 臨時総会一部訂正

平成 8年 7月13日 第3回定期総会一部訂正即日実施

平成10年 7月 4日 第5回定期総会一部訂正即日実施

平成16年10月 2日 第11回定期総会一部訂正即日実施

平成17年10月 1日 第12回定期総会一部訂正即日実施

平成19年 9月29日 第14回定期総会一部訂正即日実施

平成20年 9月27日 第15回定期総会一部訂正即日実施

平成22年10月 2日 第17回定期総会一部訂正即日実施

平成30年9月 29日 第25回定期総会一部訂正即日実施

東京デフスキークラブ細則

第1条 その他の役務

規約第13条で定めるその他の役務の細則は次の通りとする。

1. 代表委員 本スキークラブのSAT代表者として、SATの代表委員会に出席する。その選定基準 は次の順序とする。

① 会長

② 副会長

2. 事務連絡担当者 本スキークラブのSAT窓口として、SAJ、SATに関する事務連絡等を行う。理事に

選出された有資格者の中から選ぶ。

3. 安全対策担当者 本スキークラブの安全対策委員として安全推進を行う他、SATの安全対策講習会等に出

席する。理事に選出された有資格者の中から選ぶ。

4. 東聴連専門部長 東聴連体育部の規定による専門部長は本スキークラブの役員が兼務する。

第2条 入 会 金

規約第7条で定める入会金の細則は次の通りとする。

- 1. 入会金は一律5,000円とし、子供会員の場合は入会金を免除する。
- 2. 退会後3年以内の再入会は2,000円とするが、やむを得ない理由により退会し再入会する場合は役員会の承認を得て入会金を免除することができる。
- 3. 入会金は、年度途中に退会しても返金しないものとする。
- 4. 入会金の改訂については、役員会において議案を作成し、総会の議決を得るものとする。

第3条 年 会 費

規約第7条で定める年会費の細則は次の通りとする。

- 1. 年会費は、クラブ運営金、負担分担金、SAT会員登録料、SAJ会員登録料からなる。
- 2. クラブ運営金と負担金分担金は、原則として全員が負担しなければならない。但し、クラブ運営金はシニア会員と学生会員と家族会員は半額を、子供会員は全額を免除する。
- 3. 本スキークラブに会員として登録を希望するものは、原則としてB登録とする。但し、SAJ会員登録を希望するものはA登録、既に他のスキークラブもしくはスノーボードクラブにおいてSAT会員登録済の者はC登録とし、各都道府県スキー連盟登録料を免除する。
- 4. A~C登録の子を持つ保護者で、A~C登録に該当しない者はD登録とする。

登録	会員区分	クラブ運営金	負担金分担金	SAT 会員登録料	SAJ 会員登録料	合 計
	正会員	3,000円	800円	800円	3,000円	7,600円
	シニア会員	1,500円	800円	800円	3,000円	6,100円
	学生会員	1,500円	800円	800円	3,000円	6,100円
Α	学生会員	1,500円	800円	800円	1,000円	4, 100円
	(高校生)					
	家族会員	1,500円	800円	800円	3,000円	6,100円
	子供会員	0円	800円	800円	0円	1,600円
	正会員	3,000円	800円	800円	_	4,600円
	シニア会員	1,500円	800円	800円		3, 100円
В	学生会員	1,500円	800円	800円	_	3, 100円
	家族会員	1,500円	800円	800円	_	3, 100円
	子供会員	0円	800円	800円	_	1,600円
	正会員	3,000円	0円	_	_	3,000円
	シニア会員	1,500円	0円	1		1,500円
С	学生会員	1,500円	0円	1		1,500円
	家族会員	1,500円	0円			1,500円
	子供会員	1,500円	0円	_	_	1,500円
D	会員	1,500円	0円	_	_	1,500円

- 5. 年会費の内、クラブ運営金の改訂については、役員会において議案を作成し、総会の議決を得るものとする。
- 6. 年会費の内、負担金、SAJ会員登録料又はSAT会員登録料に変更があった場合は、その変更差額を納入しなければならない。
- 7. 原則としてスキー傷害保険に加入しなければならい。
- 8. 本スキークラブが主催するバッジテスト1級合格者は、合格年度にSAJ会員登録が必要なため、B登録からA登録へ登録変更をし、年会費の差額を納入しなければならない。

第4条 休会について

- 1. 休会は1年間のみとする。
- 2. 休会の間は行事に参加できないものとする。
- 3. 休会の間の年会費はこれを徴収しない。また、各種登録料は各自で支払うものとする。

第5条 慶 弔 金

規約第22条で定める慶弔の範囲、慶弔金の細則は次の通りとする。

慶弔の範囲	慶	弔 金 額
本人が結婚した時	一律	5,000円
本人の第1子が生まれた時	一律	5,000円
本人の第2子が生まれた時	一律	3,000円
本人が死亡した時	一律	5,000円
本人が入院した時	一律	5,000円
(但し、第5条で定める事業に参加して 負傷したときに限る)		
本人が旗門審判員に合格した時	一律	3,000円
本人が準指導員、または公認B級セッターに合格した時	一律	5,000円
本人が正指導員、または公認A級セッターに合格した時	一律	10,000円

第6条 手 当

規約第24条で定める手当の細則は次の通りとする。

区分	報 酬 金 額
・SAT代表委員会	1回につき 1,000円
リ 評議委員会	交通費実費を支給
・ 〃 事務連絡担当者会議	
・他スキークラブからの出席要請、招待	
・SAT救急法講習会	
・SAT事務手続き	交通費実費を支給
・東聴連体育部専門委員会	1回につき 500円
・本スキークラブ専門部会議(月1回まで)	交通費実費を支給
・本スキークラブ役員会	1回につき 700円
	交通費実費を支給
関東地区ろうあスキー部々長会議	交通費実費を支給
都内における日帰り行事	無償
本スキークラブ主催の合宿	一日につき 1,000円

交通費実費支給の考え方

片道180km以上の場合は急行・特急を利用することができる。(新幹線利用は片道200km以上)

公共機関を利用できない場合は、タクシーを利用することができる。

普通乗車料金はJR・私鉄の規程料金による。但し、その経路は時間・距離・金額 から最も合理的なものとする。

公共機関利用において、障害割引を利用できる場合は障害割引を利用すること。

グリーン車、寝台車等利用の場合、各特別料金は自己負担とする。

定期券を持っている区間については、これを除外して交通費を計算する。

第7条 ビジター料金

規約第25条で定めるビジター料金の細則は次の通りとする。

区分	ビジタ	一 料 金
都内における日帰り行事	一律	500円
本スキークラブ主催の合宿	1 泊目 2 泊目以降	1,000円 500円/日

第8条 報酬金

規約第26条で定める報酬金の細則は次の通りとする。

1. 有資格者の技術指導の報酬

本スキークラブが主催する行事の中で、技術指導又は資格に係わる業務を遂行した場合の報酬金額は、次の通りとし、報酬金額の他に業務に必要な経費は行事参加料の中から拠出する。但し、第6条で定める手当と重複して支給することはできない。

区分	報酬 金額
都内における日帰り行事	無償
本スキークラブ主催の合宿(1日につき)	正指導員 一律 3,000円
	準 " 一律 2,000円
	外部招聘コーチ 一律 3,000円

会内外を問わず資格に関わる活動を行う場合に事前に役員会の承認を受けなければならない。又、活動終了後、 その旨を役員会に報告しなければならない。

2. 手話通訳者の報酬

手話通訳者の報酬金額は、次の通りとする。 (交通費を含む)

区分	報酬金額		
都内における日帰り行事	一律 2,000円		
	交通費実費を支給		
本スキークラブ主催の合宿	一日につき 5,000円		
SAJ/SAT主催の養成講習会、検定会	一日につき 5,000円		

但し、手話通訳を依頼する場合は、事前に役員会の承認を受けなければならない。主催団体から手話通訳者派遣の助成があった場合は、重複して受け取ることができない。

第9条 補助金

1. 東聴連の法人会員に入っている会員が以下の大会に出場する場合は、

補助金を支給することができる。

区分	補助	金 額
関東ろう者冬季体育大会	一人1回	1,000円
全国ろうあ者冬季体育大会	一人1回	2,000円
身障者関係大会	一人1回	1,000円
SAJ、SAT公認大会	一人1回	1,000円

但し、SAJ、SAT公認大会に出場する選手への補助はA登録会員、B登録会員を対象とする。

2. 以下の検定会のサポートを派遣する場合は、補助金を支給することができる。(1行事のみ)

	区	分	補	助	金	額
Ý	 性指導員検定会		1行事	あたり	50,	000円

但し、サポートの人選は指導員会で決定する。

第10条 登録料

規約第21条で定める登録料の細則は次のとおりとする。

1. 大会出場登録料

東聴連の法人会員に入っている本スキークラブの会員以外の非会員が、関東ろう者冬季体育大会、全国ろうあ者冬季体育大会に出場を希望する場合は、事務手続き手数料として次の登録料を徴収することができる。

区分	登	録 料
大会出場登録料	一人	2,000円

第11条 その他

- 1. 有資格受検・有資格の受検希望者は、受検の前年度において口頭または文書で受検の意志表明をし、会長へ届け出なければならない。受検希望者からの意志表明を受けた会長は、役員会にその旨を報告し、承認を受けなければならない。
- 2. 細則 その他の細則、細則の改訂については、役員会の承認を得て定めるものとする。

細則の効力

 この細則は、平成5年4月1日から施行する。

 平成 6年 9月 3日 第1回定期総会一部訂正即日実施

 平成 7年 9月15日 臨時総会一部訂正即日実施

 平成 8年 7月13日 第3回定期総会一部訂正即日実施

 平成10年 7月 4日 第5回定期総会一部訂正即日実施

 平成11年10月 2日 第6回定期総会一部訂正即日実施

 平成14年 9月28日 第9回定期総会一部訂正即日実施

 平成16年10月 2日 第11回定期総会一部訂正即日実施

 平成17年10月 1日 第12回定期総会一部訂正即日実施

 平成19年 9月29日 第14回定期総会一部訂正即日実施

 平成20年 8月25日 8月度役員会一部訂正即日実施

令和元年 5月15日 5月度役員会一部訂正即日実施

平成30年 9月29日 第25回定期総会一部訂正即日実施

令和元年 9月28日 第26回定期総会一部訂正即日実施 令和3年 7月21日 7月度役員会一部訂正即日実施